

ごみステーションまでごみを出すことが困難な方へ

高齢者等ごみ出し支援 を始めます！

令和4年1月7日受付開始

令和4年4月～収集開始

ごみ出し 支援とは

日常生活に伴い家庭から排出されるごみを、所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者、障がい者等の世帯を対象に、週1回、自宅の玄関先などの指定された場所に出されたごみの収集に伺います。

■ご利用できる世帯

世帯全員が次のいずれかに該当し、自ら所定のごみステーションまでごみを持ち出すことが困難であり、親族等の協力を得る事ができない世帯

1. 65歳以上で、要介護1以上の認定を受け、訪問介護における生活援助を利用している方
2. 障害福祉サービス受給者証の交付を受け、居宅介護または重度訪問介護を利用している方
3. 1、2に準ずる方で、市長が特に必要と認めた方

※親族、地域の方、ボランティア等によるごみ出しの協力が得られる場合は対象外となります。

■収集方法

- 自宅の玄関先などの指定された場所に出されたごみを収集します。
※ごみは、容器やネットに入れて出してください。
- 可燃物・不燃物は**大分市指定有料ごみ袋**で出してください。
- 週1回、下記に記載されたいずれかのごみを収集します。
※お住まいの地域によって収集日（曜日）が変わります。
※収集日、収集時間の指定はできません。
※専用のごみ収集カレンダーで日程を確認してください。

■収集品目 ※一時的多量ごみは、別途申し込みとなります。

燃やせるごみ（可燃物）	ペットボトル	スプレー缶類 乾電池 ライター類 蛍光管・電球・水銀使用計測器
燃やせないごみ（不燃物）	新聞類	
プラスチック製容器包装（資源プラ）	その他紙類 布類	
缶・びん	（古紙・布類）	

■問い合わせ ※申請書類の送付先

大分市 環境部 清掃業務課

〒 870-0943 大分市大字片島351番地

TEL 097-568-5763 FAX 097-567-5860

▽申し込みの手順は、裏面をご覧ください▽

申請から収集開始までの流れ

■申請（令和4年1月7日～）

1. 申請窓口

- 清掃業務課 ○東部清掃事業所 ○西部清掃事業所 ○ごみ減量推進課
- 長寿福祉課 ○障害福祉課 ○鶴崎市民行政センター（東部保健福祉センター） ○植田市民行政センター（西部保健福祉センター） ○大南支所
- 大在支所 ○坂ノ市支所 ○佐賀関支所 ○野津原支所 ○明野支所

(1) 窓口で申請書を手入 ※市ホームページからも入手できます。

(2) 必要事項を記入

(3) 関係書類を用意 ※同居の場合、世帯全員分の添付が必要です。

●高齢者 … サービス利用票（兼居宅サービス計画）の写し

●障がい者 … 障害福祉サービス受給者証の写し

※その他、必要に応じて状況を確認できる書類の提出を求めています

(4) 申請書類の郵送は **清掃業務課**へ ※送付先は表面に記載

■審査

1. 書類審査

申請書の内容について、関係機関に確認する場合があります。

- ・市の関係機関、介護事業所など

2. 現地調査

①申請者と現地調査日を決定します。

②申請者、第三者（親族等）、市職員で現地調査をします。

※排出場所、収集作業の安全性等を確認します。

※集合住宅については、排出場所として共有スペース等を使用する場合、管理者からの承諾書が必要となります。

■審査結果の通知

- ご自宅に審査結果（利用可否）の連絡をします。

【利用可の場合】

- ・利用決定通知書や専用のごみ収集カレンダーをご自宅へお届けし、詳細について説明を行います。

※ごみを排出する容器やネットは、利用者が用意をしてください。

【利用否の場合】

- ・ご自宅に利用否決通知書を送付します。

■収集開始

- 各地域ごとに週1回、収集に伺いますので、午前8時30分までにごみを出してください。

※必ず、専用のごみ収集カレンダーで日程を確認してください。

■変更・休止などの連絡

- 以下の場合は、手続きが必要です。
 - ・収集の終了（施設入居、親族同居など）
 - ・一時休止（一時的な入院、旅行など）
 - ・再開（一時休止中の再開）
 - ・変更（緊急連絡先の変更、世帯状況の変更）

